

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 門出谷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 24 年 11 月 5 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
門出谷地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。
平成 24 年度に設立した法人を中心に、現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。
農業をリタイアする人は中心経営体に農地を貸し出し、中心経営体も可能な限りそれを引き受ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 江木地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 24 年 12 月 7 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 4 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
江木西地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。
既設の法人は、経営農地を維持しつつ、低コスト化に取り組み、必要に応じて規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体へ委託し、耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市高坂町 鹿群地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 1 月 18 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 7 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
30 歳台の若い新規就農者がおり、規模拡大を予定に入れながら営農するため、様子を見ながら今後新規就農者への集積を検討していく。
地域の中心となる経営体は地域内で新たな作物の栽培への取組みや機械導入による低コスト化、農産物の加工品の製造などに取組み経営の安定を図る。
また、農業体験のイベントを定期的を開催することで、地域の魅力を発信し、後継者の育成と地域おこしを図ることで、地域農業の継続を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 児田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 1 月 18 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 5 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
児田地域では現在ほとんどの農家が現状維持で農業を行う意向があるため、このまま農業が続けられる。その中で 30 代の若い新規就農者がおり、規模拡大も予定に入れながら営農するので様子を見ながら今後新規就農者への集積も検討していく。
また、地域の中心となる経営体は地域内で新たな作物の栽培への取組みや機械導入による低コスト化、農産物の加工品の製造などに取組み経営の安定を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 姥ヶ原地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 1 月 18 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
姥ヶ原地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。
園芸作物の見識者や和牛繁殖農家が存在するため、様子を見ながら今後経営の複合化・低コスト化や集積も検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 羽倉地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 3 月 22 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 3 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
沖重宗地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。また当プランの区域を農用地利用改善事業実施区域として農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人として農用地利用規定の認定を受ける。
23 年度から地区内の農地を法人に利用権設定し、水稲、大豆及び露地野菜の経営を行っており、今後は経営農地を維持しつつ、低コスト化に取り組み、必要に応じて、規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体へ委託し、耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 後谷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 3 月 22 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 3 経営体
個人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
記載無し。
- 6 地域農業の将来のあり方
後谷地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。25 年度に法人を設立し、地区内の農地を法人に利用権設定し、26 年度から水稻及び飼料米の経営を行う。
園芸作物の見識者や新規就農者が存在するため、様子を見ながら今後集積を検討していく。後谷地域の農地は将来、中心経営体への面積集積を図ることとする。地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 筋原地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
筋原地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。
平成 15 年度から地区内の農地を法人に利用権設定し、主に水稻、大豆及びかぶの経営を行っており、数年前からは加工用ばれいしょの生産にも取り組んでいる。また、農産物の加工（味噌）による 6 次産業化・高付加価値化に取り組む。今後は、経営農地を維持しつつ低コスト化に取り組み、規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体へ委託し耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 江木東地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
江木東地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。ほ場整備の取組みを契機に集落法人の設立を志向し始め、平成 20 年 4 月に地域内の認定農業者を中心とした担い手中心型集落法人を設立した。今後は、経営農地を維持しつつ、水稻の低コスト化・高付加価値化に取り組む。またアスパラガス等園芸作物にも積極的に取り組む。地域の状況に応じて規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体と連携し、耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 林崎谷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
林崎谷地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。また当プランの区域を農用地利用改善事業実施区域として農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人として農用地利用規定の認定を受ける。
平成 19 年度から地区内の農地を法人に利用権設定し、主に水稻、大豆の経営を行っており、数年前からは加工用ばれいしょの生産にも取り組んでいる。今後も水稻だけではなく、高収益が見込まれる作物との複合経営を目指す。
今後は、経営農地を維持しつつ低コスト化に取り組み、必要に応じて規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体へ委託し耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 一本松・麦屋条地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
一本松地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。
地区内の法人が水稻を主体に、飼料米の生産にも取組み、低コスト化・高付加価値化を図る。今後は、経営農地を維持しながら、地域の担い手として、地域の状況に応じて規模拡大を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体と連携し、耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 和草地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
和草上・南地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進し、生産性の高い水田農業を確立する。また当プランの区域をそれぞれの農用地利用改善事業実施区域として農用地利用改善団体を 2 団体設立、2 法人をそれぞれの特定農業法人として農用地利用規定の認定を受ける。
平成 16 年度から地区内の農地を両法人に利用権設定し、主に水稻、大豆の経営を行っており、数年前からは加工用ばれいしょの生産にも取り組んでいる。
今後は、経営農地を維持しつつ低コスト化に取り組み、規模拡大を図るとともに、農産物の加工等、6 次産業化による高付加価値化に取り組む。
地域の中心となる経営体以外の農業者は、高齢化や後継者不足等により農作業の継続が困難になった場合には、地域の中心となる経営体へ委託し耕作放棄地の発生の防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 泉北地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 5 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
泉北地区の農業振興を図るため、農用地の有効活用と中心的経営体を軸とした経営力の高い持続性のある農業を確立する。
平成 22 年には、地域農業の中心となる経営体として法人を設立し、既存の認定農業者とともに地域の農業を担っている。経営の高度化、安定化を目指し面的な条件を最大限に生かした低コスト化による水稻経営や、水稻だけに頼らず野菜や花卉などの園芸作にも積極的に取り組んでいる。
地域の中心となる経営体以外の農業者が高齢化や後継者不足等により経営の継続が困難となった場合は、地域の中心となる経営体へ契約・委託するなど耕作放棄地の発生防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 上中地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 7 月 5 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体である法人に農地集積をすすめ、より省力化、低コスト化した水稻栽培を目指すとともに、加工用ばれいしょをはじめとした野菜栽培にも積極的に取り組む。また、加工品の調査・検討を行い、6 次産業化に向けた取組みを目指す。
地域の中心となる経営体以外の農業者が、自作困難になった場合には、地域の中心となる経営体への集積をすすめるなど、耕作放棄地の発生防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市沼田東町 生田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 11 月 28 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域内の大型農業者が法人化し、省力化・低コスト化を追及した水稻栽培を目指すとともに、水稻の裏作として麦の栽培を行い、農地の有効活用を行う。地域の中心となる経営体として、さらなる農地集積をすすめ、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。
地域の中心となる経営体以外の農業者が、自作困難になった場合には、地域の中心となる経営体への面的集積をすすめるなど、耕作放棄地の発生防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市鷺浦町 須ノ上地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 11 月 28 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
記載無し。
- 6 地域農業の将来のあり方
当地域のわけぎ産地を維持するため、法人を設立し、省力化を図るため、業務用わけぎの生産を行う。安定的な出荷に努めることで、業務用取引の価値を高め、経営の安定を目指す。
今後は、わけぎ産地の維持・拡大を図るため、地域のわけぎ生産農家の防除作業等を引き受けたり、新規就農者等の受け入れを積極的に行うことを検討する。
地域の農業者が、自作困難になった場合には、法人へ集積をすすめるなど、耕作放棄地の発生防止に努める。
法人は、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市沼田西町 沼田西町惣定・松江地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 25 年 11 月 28 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
ほ場整備の実施を契機に、集落ぐるみ型の法人を設立した。この法人を当地域の担い手として、農地の集積をすすめ、農地の集団化を図り、より省力化、低コスト化した水稻栽培を目指す。法人化後の新たな取り組みとして、飼料米の栽培を計画し、高付加価値化を図る。
また、地域内の人材、労力を十分に活用して、アスパラガスやワケギの栽培に取り組み、地域農業の活性化を図る。
地域の中心となる経営体以外の農業者が、自作困難になった場合には、地域の中心となる経営体への集積をすすめるなど、耕作放棄地の発生防止に努める。法人は、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じ、優良農地の維持・確保に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 末貞地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 26 年 1 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
末貞地域の農地の保全及び農業の振興を図るため、25 年度に法人を設立し、地区内の農地を法人に集積し、26 年度から営農を開始する。地域内の農機具を有効活用し、水稻を中心とした営農を行う。園芸作物の見識者が存在するため、様子を見ながら今後集積を検討していく。また、近隣の法人も当集落の一部で営農しており、水稻を始め、アスパラガスや大豆など園芸作物の栽培にも力を入れている。
その他の農業者は、当面、現状維持で営農を継続する。営農が困難になった場合は、当地域の意欲ある経営体である法人に農地を集積するよう努め、当該法人は、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じ、荒廃地の発生防止に努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市八幡町 野串南地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 26 年 1 月 30 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
中山間地域等直接支払制度の取組みを中心に、地域内の農地を維持管理し、農地の保全に努める。
地域内には複数の意欲ある農業者がいるため、地域内の農業者は、自作することが困難になった場合は、これらの意欲ある農業者に農地を集積し、荒廃地の発生を防止する。その際は、農作業の効率性を考慮して意欲ある農業者に貸し付けつこととし、耕作する農地が面的集積するよう努める。また、意欲ある農業者は、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 下草井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 26 年 10 月 23 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 3 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
集落の中心的経営体に農地を集積することで農地保全に努める。また、中山間地域直接支払制度の活用を検討し、集落の農業者全員で更なる農地保全に努めるなかで、新規就農などの促進を検討する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 原谷・市西・市谷東地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 26 年 12 月 19 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
水稻中心の経営から野菜等を導入し、複合化を図る。
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 萩原 1 区地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 26 年 10 月 23 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体は相互に協力し、地域農業の発展に寄与するよう努める。
現状維持で農業を継続する人は、リタイアや経営転換を行う際に農地中間管理機構を通じて中心的経営体に農地を集積するよう努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 蔵上・蔵中・蔵下地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 5 経営体
個人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理
機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業
を実現する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 篠上地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 4 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 黒郷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。
中心的経営体と地域の農業者は連携を強化し、農作業及び農地・農村の多面的機能の増進活動等に協力するよう努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

旧三原市 旧三原市

2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）

平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 9 経営体

個人 13 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

6 地域農業の将来のあり方

1 農業振興に必要なこと

①個別農家；(1)有害鳥獣対策 (2)担い手の育成, 経営高度化 (3)新規就農者の育成

②集落法人；(1)担い手の育成, 経営高度化 (2)有害鳥獣対策 (3)主食用米に加えて新規需要米の取組

2 規模拡大したい人が今後どのような経営を行いたいか

①個別農家；(1)野菜などの新たな作物の導入による経営複合化 (2)生産コストの低減

(3)6次産業化, 高付加価値化

【有害鳥獣対策】

集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市本郷町 本郷町
 - 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）
 - 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 5 経営体
個人 4 経営体
 - 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
 - 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
 - 6 地域農業の将来のあり方
 - 1 農業振興に必要なこと
 - ①個別農家；(1)有害鳥獣対策 (2)担い手の育成, 経営高度化 (3)新規就農者の育成
 - ②集落法人；(1)担い手の育成, 経営高度化 (2)有害鳥獣対策 (3)主食用米に加えて新規需要米の取組
 - 2 規模拡大したい人が今後どのような経営を行いたいか
 - ①個別農家；(1)新規需要米の導入や拡大 (2)生産コストの低減 (3)野菜などの新たな作物の導入による経営複合化
- 【有害鳥獣対策】
集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市久井町 久井町
 - 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）
 - 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 23 経営体
個人 5 経営体
 - 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
 - 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。
 - 6 地域農業の将来のあり方
 - 1 農業振興に必要なこと
 - ①個別農家；(1)担い手の育成,経営高度化 (2)有害鳥獣対策 (3)新規就農者の育成
 - ②集落法人；(1)担い手の育成,経営高度化 (2)有害鳥獣対策 (3)主食用米に加えて新規需要米の取組
 - 2 規模拡大したい人が今後どのような経営を行いたいか
 - ①個別農家；(1)生産コストの低減 (2)新規需要米の導入や拡大 (3)6次産業化,高付加価値化
- 【有害鳥獣対策】
集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三原市大和町 大和町

2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）

平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 3 月 23 日）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 16 経営体

個人 17 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

中心的経営体の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

6 地域農業の将来のあり方

1 農業振興に必要なこと

①個別農家；(1)有害鳥獣対策 (2)担い手の育成,経営高度化 (3)担い手への農地集積

②集落法人；(1)担い手の育成,経営高度化 (2)有害鳥獣対策 (3)主食用米に加えて新規需要米の取組

2 規模拡大したい人が今後どのような経営を行いたいか

①個別農家；(1)生産コストの低減 (2)野菜などの新たな作物の導入による経営複合化

(3)新規需要米の導入や拡大

【有害鳥獣対策】

集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 深見地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 30 年 3 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
地区内で生産する作物を明確化することで、効率化を図る。
水稻中心の経営から野菜等を導入し、複合化を図る。
地域内での複合化に際し、地区内外からの新規就農者の確保を目指す。
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市本郷町 畑地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 30 年 3 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手がいない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 31 日

三原市長 天満 祥典

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三原市大和町 定ヶ原地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（変更の協議の結果を取りまとめた年月日）
平成 30 年 3 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。